

平成25年3月27日

鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱を次のように定める。

鹿児島市長 森 博 幸

鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土調査の標識等の管理保全に関する規則（平成25年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(土地家屋調査士会による標識等の使用手続き)

第2条 規則第3条第4項の別に定める者は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第47条第1項の調査士会（以下「調査士会」という。）とする。

2 調査士会は、国土調査標識等使用包括承認申請書（様式第1）により標識等の使用を市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の申請を適正と認めるときは、国土調査標識等使用包括承認書（様式第2）を交付するものとする。

4 調査士会に所属する測量作業担当者である土地家屋調査士は、市長が指示する時期に国土調査標識等包括使用報告書（様式第3）により使用結果を市長に報告するものとする。

(標識等の使用時に常時携帯する書類)

第3条 規則第3条第5項の別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 規則第3条第2項の承認を受けた者にあつては、国土調査標識等使用承認書

(2) 前条第3項の承認を受けた調査士会に所属する測量作業担当者である土地家屋調査士にあつては、国土調査標識等使用包括承認書の写し及び土地家屋調査士会員証

(標識等付近での工事施行届出)

第4条 規則第4条第1項の図書は、次のとおりとする。

(1) 施工位置及び標識等の位置関係を明示した位置図、断面図及び平面図

(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

(3) 標識等及びその周辺並びに引照点が確認できる写真

(標識等付近での工事のしゅん工報告)

第5条 規則第4条第3項の別に定める図書は、次のとおりとする。

(1) 標識等及びその周辺が確認できるしゅん工写真

(2) 標識等の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及びしゅん工後を対比できる引照点

図又は市長の指示に基づく標識等の保全に必要な点検測量等の成果をいう。)

(一時撤去及び移転承認申請)

第6条 規則第5条第1項の別に定める図書は、次のとおりとする。

- (1) 施工位置及び標識等の位置関係を明示した位置図及び平面図
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 標識等及びその周辺並びに引照点が確認できる写真
- (4) 移転にあつては標識等の新旧位置の関係が確認できる再設置平面図

(一時撤去及び移転協議申請)

第7条 規則第5条第2項の別に定める図書は、次のとおりとする。

- (1) 施工位置及び標識等の位置関係を明示した位置図及び平面図
- (2) 標識等及びその周辺が確認できる写真
- (3) その他市長の指示する測量資料等

(機能の回復)

第8条 規則第6条第1項の別に定める図書は、次のとおりとする。

- (1) 施工位置及び標識等の位置関係を明示した位置図及び平面図
- (2) 標識等の位置関係を明示した位置図及び平面図
- (3) 標識等の位置及びその周辺が確認できる写真
- (4) その他市長の指示する測量資料等

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に旧鹿児島市街区基準点等管理保全要綱（平成19年9月28日制定）に規定する様式により作成された書類は、この要綱に規定する様式より作成された書類とみなす。

3 鹿児島市街区基準点等管理保全要綱（平成19年9月28日制定）は、廃止する。

様式第 1 (第 2 条関係)

国土調査標識等使用包括承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱第 2 条第 2 項の規定により、標識等の使用について、次のとおり包括承認を申請します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
測量地域	
使用する標識等	
測量方法	
測量 作業 担当 者	氏 名
備 考	

様式第 2 (第 2 条関係)

<p>国土調査標識等使用包括承認書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>鹿児島市長 印</p>	
<p>年 月 日付で申請のありました標識等の使用について、次のとおり包括承認します。</p>	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
測量地域	
使用する標識等	
測量方法	
測量 作業 担当 者	氏 名
<p>承認条件</p> <p>1 別紙の国土調査標識等使用条件を遵守すること。</p> <p>2 使用後、1 か月以内に国土調査標識等包括使用報告書により使用結果を報告すること。</p>	
連絡先	<p>鹿児島市 担当</p> <p>電話番号 (内線)</p>

国土調査標識等使用条件

- 1 標識等の使用に当たっては、土地所有者等にあらかじめ測量作業担当者名、所属する土地家屋調査士会名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内への立入りは、原則として日曜祝祭日を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし、土地所有者等から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用時には国土調査標識等使用包括承認書の写し及び土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用に当たっては、標識等の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 標識等の本体又は立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 標識等の使用を完了したときは、国土調査標識等包括使用報告書を提出すること。

様式第3（第2条関係）

国土調査標識等包括使用報告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

報告者 住 所

土地家屋調査士会名称

登録番号

土地家屋調査士氏名

鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱第2条第4項の規定により、標識等の使用結果について、別紙のとおり報告します。

